

千葉市公告第 7 1 3 号

千葉市ふるさと農園の指定管理者の募集

千葉市ふるさと農園設置管理条例（平成 2 年千葉市条例第 2 2 号）第 1 6 条第 1 項の規定により千葉市ふるさと農園の指定管理者を公募しますので、千葉市ふるさと農園管理規則（平成 2 年千葉市規則第 3 6 号）第 1 2 条の規定により公告します。

令和 5 年 8 月 1 4 日

千葉市長 神 谷 俊 一

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
  - (1) 施設の名称  
千葉市ふるさと農園
  - (2) 施設の所在地  
千葉市花見川区三角町 6 5 6 番地の 3
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
千葉市ふるさと農園設置管理条例及び千葉市ふるさと農園管理規則に定めるもののほか、市長が別に定めるところによる。
- 3 指定管理者に施設の管理を行わせる期間（指定期間）  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日
- 4 指定申請に必要な書類の内容
  - (1) 千葉市ふるさと農園指定管理者指定申請書
  - (2) 指定期間に属する各年度におけるふるさと農園の管理に関する事業計画書及び収支予算書
  - (3) 指定申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類。ただし、成立の日の属する年度以後 3 事業年度を経過していない法人その他の団体にあつては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録
  - (4) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあつては、当該法人等の登記事項証明書
  - (5) 役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 5 指定申請を受け付ける期間及び指定申請関係書類の提出先
  - (1) 指定申請を受け付ける期間  
令和 5 年 9 月 2 7 日から同年 1 0 月 4 日まで
  - (2) 指定申請関係書類の提出先
    - ア 提出先  
千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市経済農政局農政部農政課
    - イ 提出方法  
持参又は郵送による
- 6 前各号に規定するもののほか、詳細は募集要項等による。

7 募集要項等の配布方法

千葉市ホームページに掲載

8 問い合わせ先

千葉市経済農政局農政部農政課

電話 043-245-5757